



練馬区・練馬区議会が北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議
～北朝鮮の弾道ミサイル発射に対して練馬区および練馬区議会が抗議声明～

と き 平成 28 年 2 月 10 日 (水) 発表

7日に北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射が行われた。
これに対し、練馬区長は、「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射に関する抗議声明」を発表した。
同時に、練馬区議会は、10日の第一回定例会本会議において、「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」を行った。
抗議声明文および決議文の内容は別紙のとおり

練馬区長は、10日、「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射に関する抗議声明」を発表した。同時に、練馬区議会は、10日の第一回定例会本会議において、「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」を行った。

抗議声明文では、わが国を含めた関係各国が、ミサイル発射の自制を求める最大限の努力を行う中、ミサイル発射が強行された事実を指摘したうえで、今回のミサイル発射は、わが国を含む地域および国際社会の平和と安全を損なう行為であり、国際連合安全保障理事会決議に反するものであるとしている。

また、これらの行為は、国際社会の意思を無視する暴挙であり、わが国の安全を脅かすものであるとして同国のミサイル発射に厳重に抗議し、今後、ミサイル発射を行わないことを強く求めている。

【問い合わせ】

(抗議声明) 危機管理室 危機管理課 庶務係 電話 03-5984-2762
(決議文) 議会事務局 庶務係 電話 03-5984-4732

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する抗議声明

わが国を含む関係各国および国際社会が、ミサイル発射の自制を求める最大限の努力を行う中、北朝鮮は、2月7日午前9時31分頃にミサイル発射を強行した。また、これまでの核実験の実施に対する抗議や中止要請にもかかわらず、本年の1月6日には、4回目の核実験を強行した。

これらの行為は、わが国を含む地域および国際社会の平和と安全を損なう行為であり、北朝鮮に対し、いかなる核実験または弾道ミサイル技術を使用した発射をこれ以上実施しないことを要求するとした国際連合安全保障理事会決議に明らかに違反するものである。北朝鮮の核および弾道ミサイルに関する活動は、国際社会の意思を無視する暴挙であり、わが国のみならず、東アジアおよび国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。

よって、ここに練馬区民を代表し、今般のミサイル発射に対して断固非難し、厳重に抗議するとともに、安保理決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることを表明する。

平成28年(2016年)2月10日

練馬区長 前川 燿 男

北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議

本年2月7日午前9時31分頃、北朝鮮が「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射を強行した。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、発射を強行し、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

北朝鮮は、平成10年、18年と21年、そして24年にも長距離弾道ミサイルを発射し、平成18年、21年および25年に続き、本年1月には核実験をも強行している。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議第2094号をはじめとした累次の安保理決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

また、本区議会は、北朝鮮が本年1月6日に4回目の核実験を強行した際には、核実験に対して断固非難し、厳重に抗議するとともに、核実験および安保理決議に違反する行為を今後行わないよう強く求める声明を表明したところである。

今回、北朝鮮が国際社会を無視し、発射を強行したことは極めて遺憾であり、決して容認できるものではない。

よって、本区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、安保理決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

平成28年2月10日

練馬区議会